

## 妊産婦等を取り巻く社会環境の整備について

## 1. 第2回「健やか親子21」推進検討会における意見（概要）

- 妊産婦にやさしい環境づくりについては、①国としてこれまで以上に取り組んでいく必要があること、②本検討会としても何らかの形で支援を行うこと、について委員の合意が得られた。
  - ②について、具体的には妊婦バッジ等（以下、「バッジ」という。）の取組を普及させていくことが提案され、委員の合意が得られた。
  - ただし、バッジの普及にあたり、以下の点について検討すべきであるという意見があった。
    - ・ 国がバッジを作成し配布する場合、バッジの使用を押しつけているように受け止められるのではないか。国が行うべきなのは、妊産婦にやさしい環境を作るという姿勢を示すことであり、物に頼らない意識啓発ではないか。
    - ・ バッジは妊婦に一律に配る性質のものかどうか。
- ↓
- バッジの具体的な普及啓発方法に関しては、こうした意見を含めて「健やか親子21」中間評価研究会において検討することとなった。

## 2. バッジの取組の普及についての「健やか親子21」中間評価研究会での議論まとめ

## 1) 主な論点

- (1) 「妊産婦にやさしい環境づくり」の普及啓発においてバッジは有効か
- (2) 普及啓発等には新たなバッジが必要か
- (3) 誰がデザインを作るか
- (4) バッジは妊婦全員が持つべきか
- (5) バッジの使用・着用は強制か
- (6) その他

## 2) 議論の概要

- (1) 「妊産婦にやさしい環境づくり」の普及啓発においてバッジは有効か
  - ①妊産婦への配慮に関する一般的な普及啓発、②妊産婦においては交通機関等での座席の確保、受動喫煙の防止2つの面で一定の効力を持つと考えられる。
- (2) 普及啓発には新たなバッジが必要か
  - 現時点で、バッジの取組を行っている自治体等は少数であり、今後、全国的な展開を図る必要がある。

- ただし、既存のバッジについては、その実施主体ごとに様々なデザインを用いていることから、これまでの取組を尊重しつつも、今後はある程度の共通性をもったデザインが必要である。

(3) 誰がデザインを作るか

- ある程度の共通性を持ち、しかも全国的に展開していくためには、国等の関与が有効と考えられる。従って、バッジのデザインは「健やか親子 21」推進検討会において公募・決定することとしてはどうか。

(4) バッジは妊婦全員が持つべきか

- 希望する妊婦が持てればよい。

(5) バッジの使用・着用は強制か

- バッジの使用・着用は妊婦自身の選択による。

(6) その他

- 有償とするか無償とするか、どのような方法で配布するかは、自治体等によって多様な方法があると考えられる。

3) 結論

上記の議論を踏まえ、「健やか親子 21」中間評価研究会の結論として、以下のとおりとまとめた。

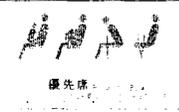
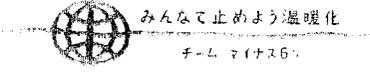
- 「健やか親子 21」推進検討会としてデザインを公募、決定。

- デザインについて、以下により普及啓発。

- ・ 関係省庁等を通じて交通機関、飲食店等に情報提供を実施。
- ・ 厚生労働省ホームページ等で国民にPR。
- ・ 各自治体、関係団体等に対して情報提供を実施。

- デザインは厚生労働省ホームページ等に掲載し、自由に使用。

資料 様々な取組例

品質、安全性の確保を目的とするもの	社会的コンセンサスを得つつ、一定の成果を得ることをも目的とするもの	特定の趣旨に関する国民運動、キャンペーンのために作成されたもの	
(法令により様式を規定)		(法令以外で様式について規定)	(ある程度のデザインのみ決めているもの)
<p><b>JIS マーク</b> JIS マークは、日本工業規格に該当するものであることを示す表示であり、工業標準化法において定められている。JIS マークについては省令において様式が定められている。</p>  <p><b>特定保健用食品マーク</b> 特定保健用食品は、健康増進法により、食生活において特定の保健の目的で摂取する者に対しその摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品をいう。特定保健用食品に付すことのできる表示については省令において定められている。</p>  <p><b>初心運転者標識 (初心者マーク)</b> 一該当する者は表示を付ける義務あり 道路交通法によって、普通自動車免許を受けた者で、当該免許を受けていた期間が通算して1年に達しない者に表示の義務が定められている。マークの様式は、府令によって定められている。</p> 	<p>(法令以外で様式について規定)</p> <p><b>国際シンボルマーク</b> 障害者が容易に利用できる建築物および施設であることを示したもので、国際リハビリテーション協会が同会の総会において採択したマーク。日本では、(財)日本障害者リハビリテーション協会に使用管理が委ねられている。</p>  <p>(多様なデザインがあるもの)</p> <p><b>優先席マーク</b> 交通機関における優先席の表示は様々な図が用いられており、図記号の様式は各交通機関の自主的なものである。</p>  <p><b>ほじょ犬マーク</b> 厚生労働省が身体障害者補助犬同伴の普及啓発のために作成。厚生労働省のホームページからダウンロードでき、店舗や施設の入り口に貼るなど自由に使用できる。補助犬、盲導犬等については、このマーク以外にも自治体等で作成されたものがある。</p>  <p><b>ハート・プラス・マーク</b> 「内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会」が作成。内臓障害者は外見からは分かりにくいいため、その理解を求めめるために作成。デザインは当該団体のホームページに掲載され、ダウンロードが可能。</p>  <p><b>妊婦バッジ</b></p>	<p><b>地球温暖化防止の国民運動に関する統一ロゴマーク</b> 地球温暖化対策推進本部が平成17年3月に決定。各府省を始め、地方公共団体、経済界、労働団体、NPO等各団体が、地球温暖化防止についての情報提供や普及啓発を行う場合に、環境省に登録の上、ポスター、パンフレット、社内報、CM、名刺、ホームページ等様々な媒体にマークを使用できる。</p>  <p><b>少子化に対応する取組みについてのシンボルマーク</b> 平成12年度に少子化への対応を推進する国民会議及び(財)こども未来財団が連携の上、「少子化への取り組みについての全国キャンペーン」を実施し、子どもを産み育てやすい環境、仕事と子育てが両立しやすい環境の整備をよびかけるシンボルマークを募集し、決定。内閣府に登録の上、使用できる。</p> 	<p><b>レッドリボン</b> エイズとともに生きる人に対する理解と支援の象徴で1980年代にアメリカで始まった。UNAIDS (国連共同エイズ計画) のシンボルマークにもなり、世界的な運動に発展。日本では平成8年のキャンペーンがきっかけで広がった。リボンは統一した規格はなく、赤いリボンを1回クロスさせることを基本としている。</p>  <p><b>ピンクリボン</b> 乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えるシンボルマーク。 1980年代アメリカで運動が盛んになった活動で、ピンクリボンをあしらった商品を販売した売り上げの一部を財団に寄付するなど取り組んだ結果、検診率が高まり乳がんによる死亡率が低下した。日本でもピンクリボンキャンペーンが展開されている。</p> 

※ 初心運転者標識以外は、本人の申請あるいは選択によって表示するもの。

※ 画像はマークを作成している団体等のホームページから転載。